

令和3年度着手
令和7年度(第1回変更)

県営土地改良事業計画概要書

(経営体育成基盤整備事業)

いらごき
伊良湖3期地区

〔 県営土地改良事業の変更事項 〕

1. 変更内容

変更事項		変更前	変更後	増減	備考
受益面積	全体	222.1ha	223.5ha	1.4ha	編入：1.4ha 除外：- ha
	農業用排水施設整備 (用水)	211.3ha	214.3ha	3.0ha	編入：3.0ha 除外：- ha
	農業用道路整備	84.4ha	84.4ha	- ha	編入：- ha 除外：- ha
	区画整理	42.8ha	37.5ha	△5.3ha	編入：1.4ha 除外：6.7ha
事業量	農業用排水施設整備 (用水)	20,900m	20,842m	△58m	編入：- m 除外：58m
	農業用道路整備	11,300m	11,300m	- m	編入：- m 除外：- m
	区画整理	42.8ha	37.5ha	△5.3ha	編入：1.4ha 除外：6.7ha
事業費	全体	1,417,000 千円	1,672,800 千円	255,800 千円	事務的経費を除く
	農業用排水施設整備 (用水)	832,000 千円	1,015,600 千円	183,600 千円	事務的経費を除く
	農業用道路整備	209,000 千円	235,200 千円	26,200 千円	事務的経費を除く
	区画整理	376,000 千円	422,000 千円	46,000 千円	事務的経費を除く

2. 変更を必要とする理由

農業用排水施設整備（用水）については、地元調整の中で地区の編入が生じ、受益面積及び事業量が増加したことに加え、自然増及び諸経费率の変更によって事業費が増加した。

農業用道路整備については、自然増及び諸経费率の変更によって事業費が増加した。

区画整理については、地元調整をする中で地区の編入・除外が生じ、受益面積及び事業量が減少したが、自然増及び諸経费率の変更による増加分を考慮すると事業費が増加した。

目 次

[全 体]	1
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目 的	1
第2章. 地域の所在及び現況	2
第3章. 基本計画	3
第4章. 工事又は管理の要領	4
第5章. 換地の要領	5
第6章. 費用の概算	9
第7章. 効 用	10
第8章. 他の事業との関係	12
第9章. 計画概要図	12
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	15
III. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における 事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	16
[農 業 用 用 排 水 施 設 整 備 （ 用 水 ）]	18
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目 的	18
第2章. 地域の所在及び現況	19
第3章. 基本計画	19
第4章. 工事又は管理の要領	20
第5章. 換地の要領	20
第6章. 費用の概算	20
第7章. 効 用	21
第8章. 他の事業との関係	23
第9章. 計画概要図	23
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	26
III. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における 事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	27

[農業用道路整備]	29
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目的	29
第2章. 地域の所在及び現況	30
第3章. 基本計画	30
第4章. 工事又は管理の要領	31
第5章. 換地の要領	31
第6章. 費用の概算	31
第7章. 効用	32
第8章. 他の事業との関係	33
第9章. 計画概要図	33
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	36
III. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における 事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	37
[区画整理]	39
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目的	39
第2章. 地域の所在及び現況	40
第3章. 基本計画	40
第4章. 工事又は管理の要領	41
第5章. 換地の要領	41
第6章. 費用の概算	41
第7章. 効用	42
第8章. 他の事業との関係	44
第9章. 計画概要図	44
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	47
III. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における 事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	48

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

用 水 (土地改良法第2条第2項第1号 農業用排水施設整備)

農 道 (土地改良法第2条第2項第1号 農業用道路整備)

区画整理 (土地改良法第2条第2項第2号 区画整理)

第2節 事業の目的

(235.3)

本地区は、田原市の西部、渥美半島の先端に位置する面積 235.8ha の地域である。本地域の農業は、キャベツ、ブロッコリー等の露地野菜を主とする畑作が展開され、県下有数の農業地域となっている。

本地域は、豊川用水通水により営農が飛躍的に発展したが、用水は昭和 40 年代にパイプライン化されているものの老朽化が激しく維持管理に非常に苦慮しており、配水に支障をきたしている。また、昭和 20 年～30 年代に国営農地開発事業では場や農道が整備されたが、現況は場は小区画で、農道も狭小で未舗装の区間が多く、農産物の輸送時に荷痛みを引き起こしている。

このため、本事業により用水施設の再整備をするとともに、区画整理による大区画化や農道を整備することで生産性の高い優良農地を確保するとともに、農業の生産性の向上を図り、本地域の豊かで競争力のある農業の実現に資するものである。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	1.7	(220.9)	—	(222.6)	(3.6)	(9.1)	—	(235.3)
		220.6		222.3	4.0	9.5		235.8
計 画	1.7	(220.4)	—	(222.1)	(5.0)	(8.2)	—	(235.3)
		221.8		223.5	4.9	7.3		235.8

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

愛知県田原市

第2節 地積

(2)(4)
(令和7年9月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
田原市	1.7	(220.9) 220.6	—	(222.6) 222.3	(3.6) 4.0	(9.1) 9.5	—	(235.3) 235.8

土地改良区賦課台帳面積および登記簿面積

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、田原市の西部に位置した畑作農業地帯であり、主にキャベツ、ブロッコリーが作付けされている。水田土壌は西小椰統 (D36)、畑土壌は西境統 (Ns)、伊良湖統 (Ir) の3系統である。

(2) 水利状況

用水は、豊川用水伊良湖支線及び日出支線により灌漑されており、パイプライン化されているものの、整備後50年程が経過しており老朽化が激しく、維持管理や配水に支障をきたしている。

(3) 道路状況

本地区の主要道路は、南北に県道418号線(小中山伊良湖線)が縦断しており、地区外東部に国道259号線が縦断している。

地区内の農道は、狭小で未舗装の区間が多く、農産物の輸送時に荷痛みを起こしている。

(4) 営農状況

本地区の農地はほとんどが畑地であり、経営規模は1戸当たり平均0.9haとなっている。また、地区の主要作物はキャベツ、ブロッコリー等の露地野菜である。

(5) 地域環境の概況

本地区は、全域が環境配慮区域になっており、地区内に存在する保安林や排水路には、鳥類、魚類、昆虫類等多種多様な生き物が生息し、比較的良好な環境を有している。

第3章 基本計画

(222.1)

本事業の受益面積は、223.5haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備（用水）	1.1	(210.2) 213.2	—	(211.3) 214.3
農業用道路整備	1.3 【0.7】	83.1 (【74.5】) 【76.1】	—	84.4 (【75.2】) 【76.8】
区画整理	—	(42.8) 37.5 (【41.2】) 【35.9】	—	(42.8) 37.5 (【41.2】) 【35.9】
合計	1.7	(220.4) 221.8	—	(222.1) 223.5

【】内は重複分

第1節 農業用排水施設整備（用水）

地区内の用水路は、昭和40年代にパイプライン化されているものの老朽化が激しく維持管理に非常に苦慮しており、配水に支障をきたしている。そのため、本事業にて用水施設を再整備することで、水管理の省力化と維持管理費の削減及び、用水の安定供給による営農条件の改善を図る。

第2節 農業用道路整備

地区内の農道は狭小で未舗装の区間が多く残っており、農産物の輸送時に荷痛みを引き起こしている。そのため、本事業により舗装を行うことで荷痛み防止等を図る。

第3節 区画整理

本地区は、未整備ほ場では区画が狭小で不整形であり、営農が効率よく出来ない状況にある。また、道路は狭小で未舗装が多く、蛇行路線や行き止まりの路線もあり、通作に支障をきたしている。このため、区画整理により大区画化し、道路、排水路等を整備することにより、生産性の向上と農業経営の安定を図る。

第4節 環境配慮

本地区は、田原市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区周辺の保安林や排水路には、多様な生物が見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工中において、整備範囲内で発見した保全対象生物については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。また、施工時期は生息する生物への影響が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区として、

	(20.9)
農業用排水施設整備（用水）	20.8km
農業用道路整備	11.3km
区画整理	
	(42.8ha)
整地工	34.3ha
	(7.6km)
道路工	6.6km
	(1.3km)
排水路工	2.0km

を施工する。

予定工期

着手	令和3年度
完了	令和10年度（予定）

第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区により整備される土地改良施設のうち、用水施設は田原市土地改良区が、道路施設は田原市及び田原市土地改良区が、排水施設は田原市が管理する。

県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区により整備される農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

第5章 換地の要領

1. 換地計画の必要性

土地改良法第89条の2の規定による土地の区画形質の変更を内容とした事業であり、従前の土地について換地処分が必要となる。この換地処分を適正かつ円滑に進め、もって本地区の農用地の集団化、その他農業構造の改善及び土地利用の合理化を図る。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前地の地積は、土地改良事業計画確定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から6か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して田原市土地改良区へ申出があった場合は、その申出のあった地積とする。この場合、測量等にかかる費用は本人負担とする。

(2) 土地評価の方法

項目別配点方式：土地の自然条件及び利用条件等を調査項目とし、それらの条件の比重によって100点を配分して評価採点基準表を作成し、換地・評価委員がその項目内における条件の程度を点数に置き換え、項目毎に採点をし、その合計点数からその土地の等位を定め、その等位から価格を評定する。

(3) 清算の方法

比例地積清算：従前、換地の評価額に基づき、その事業による価格上昇分を増加額として算出する。それを1㎡当たりの増加額に割り戻す事により各人別に換地交付基準額を算出し、各人の換地評価額を比較し清算する。

(4) 特殊地の取扱い

① 宅地接続地

従前地がその従前所有者の宅地に接続している場合は原則として換地もその宅地に接続して交付する

② 道路関係

一般県道小中山伊良湖線、2級市道に沿った土地の換地は、原則として当該道路付地に交付する。

③ ガラス温室等

ガラス温室等は原則として従前耕作者に交付する。

④ 地上権設定地

従前地が豊川用水路の地上権が設定されている土地については、原則として換地は地上権予定地に交付する。

(5) 地帯別、グループ別団地の設定と換地方法

地区内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域（農用地利用集積促進区域）を設定する場合には、当該区域に係する権利者の承諾を得るようになるとともに、当該地区内に換地が定められることを希望する者は、できるだけ当該区域内に換地が定められるようにする。

(6) 一般の個人別換地の方法

① 集団化の目標

各農家の農用地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1～2団地を目標とする。

② 位置の選択

換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近に集団化することを原則とする。

③ 区画の分割

ア. 換地は、原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。

イ. 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下にならないように配慮する。

ウ. 分割制限に達しない小面積の土地は、道路に長辺が接した標準区画を長辺と直角に分割して交付する。

④ 小面積土地所有者等の土地の取扱い

従前の土地の面積が500㎡に満たない小面積土地所有者等の土地は、その従前の土地に属するほ区内に長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割した特別区画又は従前の土地の位置若しくはその者の住居の位置に最も近い端田区を交付する。

⑤ 端数地積の増減

各人の換地交付基準地積に対して50㎡以内の端数地積を増減することができる。

(7) 換地選定手順

換地の選定は、非農用地→特殊地→農用地利用集積促進区域→一般個人別換地の順とする。

(8) 団体的集団化と個人別集団化との調整

個人別集団化は、原則として(5)の地帯別、グループ別団地の範囲内において行う。

(9) 経営体育成方針の取扱い

換地選定を通じて、育成すべき経営体の経営農用地を中心とした農用地の利用集積を促進するものとする。

(10) 配分調整のための余裕率

換地選定を円滑に行うため必要があるときは、選定過程において換地交付率に3%以内の余裕率をもって換地選定を行うことができる。

(11) 非農用地区域の取扱い

- ア. 特定用途用地として地区編入した宅地等の土地は共同減歩の対象としない。
- イ. 特定用途用地は、おおむね従前の位置に換地を定める。

(12) 一時利用地の指定の方法

一時利用地の指定は、原則として換地計画原案に基づいて行う。

ただし、地区の工事が数年にわたる場合には、一時的に換地計画原案に基づかない指定をすることができる。この場合は、換地・評価委員会の決定を経て一時利用地を指定する。

(13) 利用権等の集積

換地選定の機会に利用権の設定等を進める関係機関の者と協力し、利用権等の性質に関する啓蒙及び、貸し手借り手農家の意向を把握し、借り手農家の経営規模の拡大に資する。

(14) その他

この基準に定めのない事項及びこの基準により実施する事が困難なものについては、換地・評価委員会が協議して定めるものとする。

(15) 非農用地の換地方法

区分 換地区	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面 積 ㎡	換地の手法	取得予定者
伊良湖 3期	宅地	概ね従前の 通り	35,651.71	特定用途 用地換地	従前地所有者
	保安林	〃	(41,958.67) 31,501.00	〃	〃
	山林	〃	(4,522) 5,931	〃	〃
	(-) 市道用地	(-) 計画概要図(非農用地)参照	(-) 1,671.00	(-) 異種目換地	(-) 従前地所有者(田原市)
	計		(82,132.38) 74,754.71		

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

用途 区分	公 用 ・ 公 共 用 地				一 般 国 有 地	合 計
	国有地	県有地	市有地	計		
道 路	—	—	(2.1) 2.3	(2.1) 2.3	—	(2.1) 2.3
水 路	—	—	(0.5) 0.6	(0.5) 0.6	—	(0.5) 0.6
そ の 他	—	—	—	—	—	—
計	—	—	(2.6) 2.9	(2.6) 2.9	—	(2.6) 2.9

第6章 費用の概算

(単位:千円)

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農業用排水施設整備(用水)	(832,000)	(59,030)	(891,030)
	1,015,600	70,150	1,085,750
農業用道路整備	(209,000)	(14,755)	(223,755)
	235,200	16,465	251,665
区画整理	(376,000)	(26,675)	(402,675)
	422,000	29,385	451,385
合計	(1,417,000)	(100,460)	(1,517,460)
	1,672,800	116,000	1,788,800

(2)

(令和6年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

(単位:千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果		(169,883)	(28,611)	
		183,975	36,248	
品 質 向 上 効 果		(177,996)	(47,394)	
		163,818	46,470	
営 農 経 費 節 減 効 果		(△1,168)	(18,721)	
		93,563	6,465	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		(△ 22,061)	(△2,398)	
		△25,371	△2,773	
営農に係る走行経費節減効果		(184,067)	(14,397)	
		181,779	14,571	
耕 作 放 棄 防 止 効 果		(734)	—	
		242		
地 籍 確 定 効 果		(1,076)	—	
		1,180		
国産農産物安定供給効果		(19,974)	—	
		12,228		
合 計		(530,501)	(106,725)	総便益額
		611,414	100,981	(10,613,580) 14,557,373

<参考>

		(1,072,963)
① 当該事業費	:	1,560,705 千円 (4,592,801)
② その他費用	:	7,117,696 千円 (5,665,764)
③ 総費用	:	8,738,401 千円 (11,869)
④ 年償還額	:	15,312 千円/年 (4,356)
⑤ 'うち機能向上分	:	5,327 千円/年 (530,501)
⑥ 年総効果(便益)額	:	611,414 千円/年 (800,789)
⑦ 現況年総農業所得額	:	630,021 千円/年 (106,725)
⑧ 年総増加農業所得額	:	100,981 千円/年
評価期間	:	48 年
割引率	:	0.04
		(10,613,580)
⑨ 総便益額	:	14,557,373 千円 (1.87)
⑩ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.66 \geq 1.0 (0.015)
⑪ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.024 \leq 0.2 (0.041)
⑫ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0.053 \leq 0.4

第8章 他の事業との関係

- ・水資源機構宮豊川用水二期事業

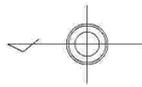
(12)

本地区の基幹かんがい水源であり、平成11年度～令和17年度予定で独立行政法人水資源機構により施工されている。

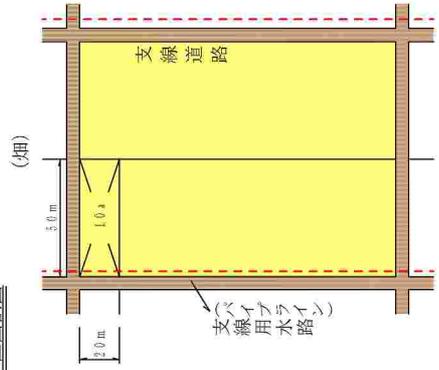
第9章 計画概要図

別添のとおり

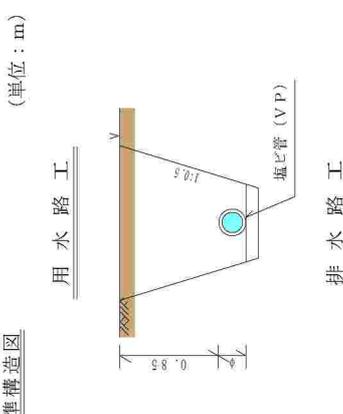
計画一般平面図



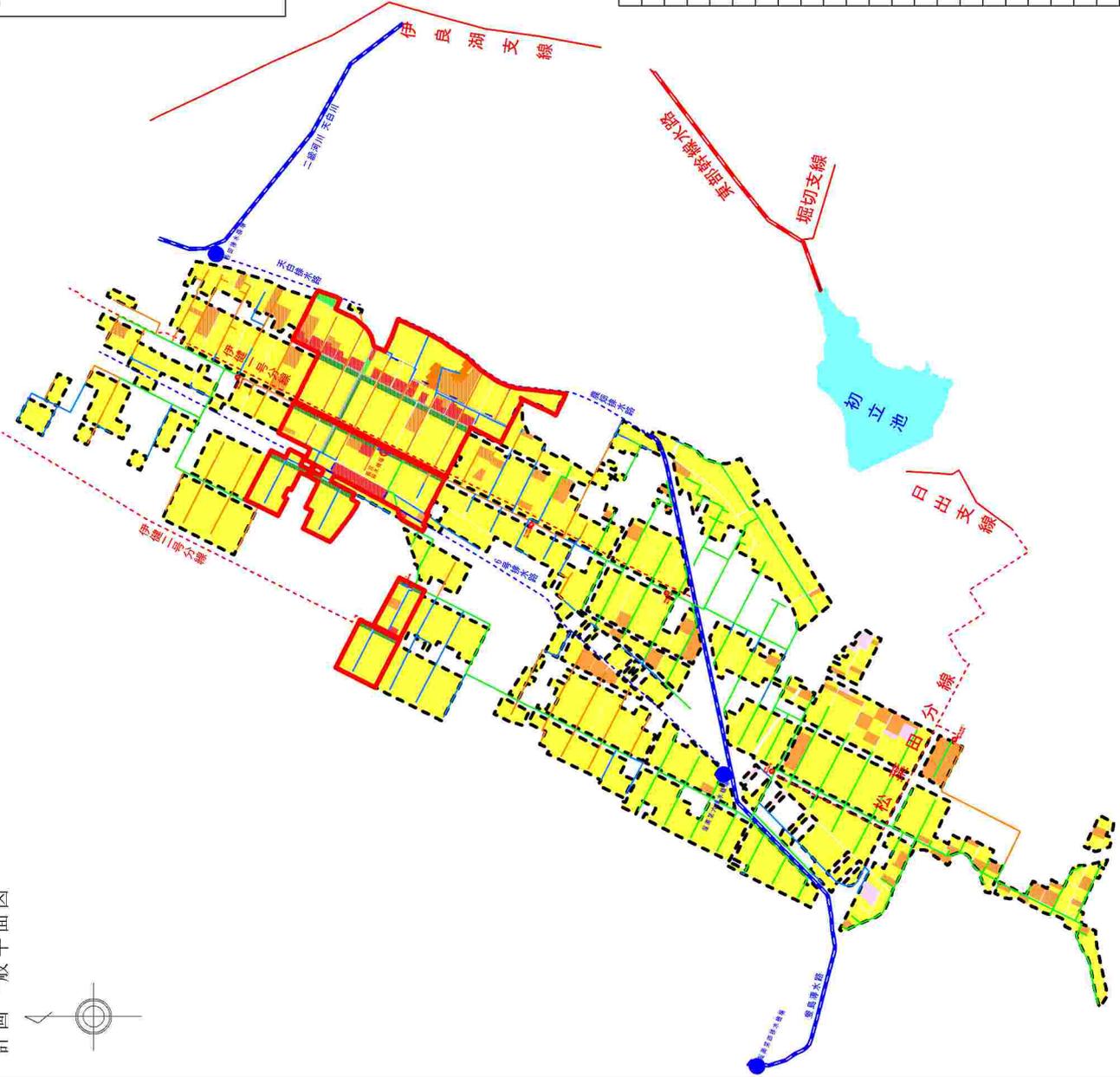
標準区画割図



標準構造図



凡	例
---	境界
---	区画整理
■	畑
■	施設
■	水田
■	地
■	林
■	山
■	非農用地
■	農道
■	整備
■	利用
■	既設
■	排水
■	幹線
■	支線
■	基線
■	分線
■	川水更新
■	用水更新
■	利用
■	既設



II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

田原市、田原市土地改良区、各受益者

2. 管理すべき施設の種類

関係地域において整備される施設のうち、用水施設は田原市土地改良区が、道路施設は田原市及び田原市土地改良区が、排水施設は田原市が、農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(5,687)

年間管理費 約 6,073 千円

※但し、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は増減することがある。

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

	(1, 517)
費用	1, 789 百万円
	(1, 417)
事業費 ^{※1)}	1, 673 百万円
	(100)
事務的経費 ^{※2)}	116 百万円
(2)	

(令和6年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備(用水)	50	27.5	(7.5) R3 : - R4~:10.0	(15.0) R3 :22.5 R4~:12.5	
農業用道路整備	50	27.5	(22.5) R3 : - R4~:10.0	(-) R3 :22.5 R4~:12.5	
区画整理	50	27.5	(10.0) R3 : - R4~:10.0	(12.5) R3 :22.5 R4~:12.5	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備(用水)	-	100	-	-	
農業用道路整備	-	100	-	-	
区画整理	-	100	-	-	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする田原市土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び愛知県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和40年条例第19号）第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

本事業の施行に係る地域の田原市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

田原市土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

[農業用排水施設整備事業（用水）]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

用 水（土地改良法第2条第2項第1号 農業用排水施設整備）

第2節 事業の目的

(211.3)

本地区は、田原市の西部、渥美半島の先端に位置する面積 214.3ha の畑地帯である。本地域の農業は、キャベツ、ブロッコリー等の露地野菜を主とする畑作が展開され、県下有数の農業地域となっている。

本地域は、豊川用水通水により営農が飛躍的に発展したが、用水は昭和 40 年代にパイプライン化されているものの老朽化が激しく維持管理に非常に苦慮しており、配水に支障をきたしている。

このため、本事業により用水施設の再整備を行うことにより、水管理の省力化と維持管理の改善を図り、営農条件の改善を図る。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	0.3	(190.7) 192.6	—	(191.0) 192.9	—	—	—	(191.0) 192.9
計 画	1.1	(210.2) 213.2	—	(211.3) 214.3	—	—	—	(211.3) 214.3

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

愛知県田原市

第2節 地積

(2)(4)

(令和7年9月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
田原市	0.3	(190.7) 192.6	—	(191.0) 192.9	—	—	—	(191.0) 192.9

土地改良区賦課台帳面積及び登記簿面積

第3節 現況

[全体] と同じ

第3章 基本計画

(211.3)

本事業の受益面積は、214.3haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備（用水）	1.1	(210.2) 213.2	—	(211.3) 214.3

第1節 農業用排水施設整備（用水）

地区内の用水路は、昭和40年代にパイプライン化されているものの老朽化が激しく維持管理に非常に苦慮しており、配水に支障をきたしている。そのため、本事業にて用水施設を再整備することで、水管理の省力化と維持管理費の削減及び、用水の安定供給による営農条件の改善を図る。

第2節 環境配慮

本地区は、田原市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区周辺の保安林や排水路には、多様な生物が見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工中において、整備範囲内で発見した保全対象生物については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。また、施工時期は生息する生物への影響が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区として、
(20.9)
農業用排水施設整備（用水） 20.8km
を施工する。

予定工期

着手 令和3年度
完了 令和10年度（予定）

第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区により整備される土地改良施設は、田原市土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

(単位:千円)

事業名	事業費 ^{※1)}	事務的経費 ^{※2)}	合計
農業用排水施設整備（用水）	(832,000) 1,015,600	(59,030) 70,150	(891,030) 1,085,750
合計	(832,000) 1,015,600	(59,030) 70,150	(891,030) 1,085,750

(2)

(令和6年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

(単位:千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果		(157,990)	(17,157)	
		171,630	22,919	
品 質 向 上 効 果		(149,314)	(18,712)	
		140,279	22,931	
営 農 経 費 節 減 効 果		(△ 14,909)	(4,980)	
		91,825	4,727	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		(△ 20,017)	(△4,231)	
		△23,262	△4,808	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果		(18,727)	—	
		11,249		
合 計		(291,105) 391,721	(36,618) 45,769	総便益額 (5,918,377) 9,434,856

<参考>

		(627, 290)
① 当該事業費	:	929, 285 千円
		(4, 421, 738)
② その他費用	:	6, 868, 546 千円
		(5, 049, 028)
③ 総費用	:	7, 797, 831 千円
		(8, 622)
④ 年償還額	:	11, 374 千円/年
		(1, 109)
’うち機能向上分	:	1, 389 千円/年
		(291, 105)
⑤ 年総効果（便益）額	:	391, 721 千円/年
		(693, 277)
⑥ 現況年総農業所得額	:	633, 418 千円/年
		(36, 618)
⑦ 年総増加農業所得額	:	45, 769 千円/年
評価期間	:	48 年
割引率	:	0.04
		(5, 918, 377)
⑧ 総便益額	:	9, 434, 856 千円
		(1.17)
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.20 ≥ 1.0
		(0.012)
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.018 ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率 (④’ ÷ ⑦)	:	0.030 ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

- ・水資源機構宮豊川用水二期事業

(12)

本地区の基幹かんがい水源であり、平成11年度～令和17年度予定で独立行政法人水資源機構により施工されている。

第9章 計画概要図

別添のとおり

令和7年度計画変更事業
 伊良湖3期地区
 体育成基地
 整備事業

計画概要図(変更後)

所在地：田原市西山町
 及び伊良湖町

農業用排水施設整備(用水)

伊健二号分線

伊健一号分線

湖支線



堀切支線

日出支線

松森田分線

凡	例
	地区界
	区画整理区域
	普通畑
	水田
	施設畑
	東部幹線水路
	支線用水路
	分線用水路
	用水更新路線
	用水新設路線
	既設利用用水路
	揚水機場

令和7年度計画変更事業
 伊良湖3期地区
 体育成基地
 整備事業

計画概要図(当初)

所在地：田原市西山町
 及び伊良湖町

農業用排水施設整備(用水)

伊健二号分線

伊健一号分線

湖支線



堀切支線

日出支線

松森田分線

凡	例
	地区界
	区画整理区域
	普通畑
	水田
	施設畑
	東部幹線水路
	支線用水路
	分線用水路
	用水更新路線
	用水新設路線
	既設利用用水路
	揚水機場

II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

田原市土地改良区

2. 管理すべき施設の種類

関係地域において整備される用水施設は、田原市土地改良区が管理する。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(3,302)

年間管理費 約3,425千円

※但し、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は増減することがある。

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（伊良湖 3 期地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

	(891)
費用	1,086 百万円
	(832)
事業費 ^{※1)}	1,016 百万円
	(59)
事務的経費 ^{※2)}	70 百万円
(2)	

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (用水)	50	27.5	(7.5) R3 : - R4~:10.0	(15.0) R3 :22.5 R4~:12.5	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (用水)	-	100	-	-	

3. 土地改良法第 9 1 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする田原市土地改良区は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 9 1 条第 1 項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 40 年条例第 19 号）第 2 条第 1 項の規定により、愛知県が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

本事業の施行に係る地域の田原市は、法第 9 1 条第 6 項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

田原市土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。